



第57期 報告書

(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

株式会社TKC

目次

株主の皆様へ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	17
連結損益計算書	18
連結株主資本等変動計算書	19
連結注記表	20
会社概要	29
役員等の状況	31
株主MEMO	32

本社ビル



株主の皆様へ



株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第57期事業報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款第2条に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

- 一、会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
- 二、地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

第57期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、政府による支援と経済・社会活動の正常化により緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引き締めや原材料価格の上昇、ゼロゼロ融資の返済に伴う中小企業の資金繰り悪化など、依然として先行きの不透明感も漂っています。当社グループは、このような社会環境の変化や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を継続し、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

次頁以降に当社グループの活動の詳細を記載しております。

この結果、第57期通期の当社グループ経営成績は、売上高71,915百万円（前期比6.0%増）、営業利益14,338百万円（同7.4%増）、経常利益14,772百万円（同8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益10,826百万円（同16.2%増）となりました。

令和5年9月期の期末配当金につきましては、株主の皆様には敬意と感謝の意を表するため、令和5年11月14日付で開示いたしました「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株につき51円（普通配当39円、特別配当12円）とさせていただきます。

これにより当期の年間配当金は、中間配当39円に期末配当51円を加えた1株当たり90円となります。

第58期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客様の事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発およびこれらの一層の充実を図ってまいります。これにより、顧客ならびに地域・社会に貢献し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月

代表取締役社長 飯塚 真規

企業集団の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国8都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和4年10月1日～令和5年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、政府による支援と経済・社会活動の正常化により緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引き締めや原材料価格の上昇、ゼロゼロ融資の返済に伴う中小企業の資金繰り悪化など、依然として先行きの不透明感も漂っています。

当社グループは、このような社会環境の変化や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を継続し、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の会計・税務や資金繰り支援に取り組めるよう支援しています。また、クラウド型の会計システムの提供と導入支援を通じて、後述のとおり、中小企業の「黒字決算と適正申告」を支援しています。

地方公共団体事業部門では、地方税共通納税システムの対象税目拡大（地方税統一QRコードを活用した地方税の納付）に伴い顧客市区町村が円滑に対応するための支援を展開しました。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が71,915百万円（前期比6.0%増）、営業利益は14,338百万円（同7.4%増）、経常利益は14,772百万円（同8.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,826百万円（同16.2%増）となりました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は48,749百万円（前期比4.9%増）、営業利益は11,139百万円（同1.3%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比3.5%増となりました。これは、中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、中堅企業向け「統合型会計情報システム（FX4クラウド）」の導入が進んでいること、および会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が進み、データセンターにおけるデータ保管量が増加したことによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比5.3%増となりました。これは、消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法に対応するため、適格請求書発行事業者のチェック機能や証憑保存機能の充実した「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。

- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比5.5%増となりました。これは「F X 4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比2.5%増となりました。これは、中小企業庁の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となったこと、および令和5年12月末で改正電子帳簿保存法の電子取引データに関する宥恕措置終了に伴い、パソコンやスキャナーの新規購入が増加したこと、さらにIT機器の販売単価が上昇したことなどによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比0.4%減となりました。これはリモート業務やデジタル化を支援する事務機器の販売ならびに消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法に関連する書籍の販売が好調だったものの、デジタル化の進展に伴い印刷関連消耗品の需要が減少したことなどによります。
- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して減少したのは、令和5年7月以降、消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法への対応を支援するために、セミナー開催や各種ツール類提供を積極的に実施し、販売促進費用が増加したことなどによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は20,357百万円（前期比11.7%増）、営業利益は3,059百万円（同59.2%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比7.2%増となりました。これは、前期までに受託した新たな顧客のシステム本稼働に伴いデータセンター利用料が増加したこと、新型コロナウイルス追加接種（令和5年度春、秋開始接種）に係る接種券等の印刷業務を継続して受託したことなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比5.8%増となりました。これは、地方税共通納税システムの対象税目拡大や前期までに受託した新たな顧客のシステム本稼働に伴うソフトウェア利用料の増加などによります。なお、当社のソフトウェアの利用料は、団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式の料金を採用していることから顧客数の拡大に伴って順調に推移しています。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比146.0%増となりました。これは、住民基本台帳法の一部改正により開始した「転出・転入手続きのワンストップ化」や地方税共通納税システムの対象税目拡大（地方税統一QRコードを活用した地方税の納付）、新たに受託したデジタル・ガバメント関連サービス等のシステム導入支援などによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比5.4%増となりました。これは総務省が主導する自治体情報セキュリティ対策への対応に伴い、市町村におけるネットワーク機器の導入が集中したことによります。

- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、現在開発中の標準仕様準拠システムなどを資産計上したことなどによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社 T L P）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は2,808百万円（前期比10.7%減）、営業利益は127百万円（同11.8%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス（以下、D P S）関連商品の売上高は、前期比12.2%減となりました。これは、令和3年10月の衆議院議員選挙入場券の印刷業務および前期受注した国税庁による「確定申告のお知らせはがき」などの大口の入札案件が当期はなかったことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比8.6%増となりました。これは、前期において新規獲得した顧客企業からの伝票印刷業務の受注が増加したことによります。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比9.8%増となりました。これは、消費税インボイス制度を解説する書籍や顧客企業の周年記念事業における印刷業務を受注したこと、およびセミナー等の対面開催の増加により配布資料作成の受注が増加したことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較して減少したのは、利益率が高いD P S関連商品の売上高が減少したことに加え、地方税納付書へのQRコード付加に伴い外注加工費が増加したことなどによります。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) ガバメントクラウド先行事業において全国初の稼働開始

当社が協力開発事業者（アプリケーション開発事業者）として参画するガバメントクラウド先行事業において、令和4年10月31日に埼玉県美里町の基幹業務システムが稼働を開始しました。続けて川島町も同年12月に稼働を開始しています。これは全国初のガバメントクラウド上での稼働事例であり、当社は先行事業で得た知見を生かし、国が定めた目標期限（令和7年度末）までに全てのお客さまの標準仕様準拠システムへの移行とガバメントクラウドでの稼働完遂を目指します。

(2) ペポルインボイス（デジタルインボイス）の送受信開始

当社のクラウド型システム「インボイス・マネジャー」のユーザー企業90社超において、国際標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースにしたペポルインボイス（デジタルインボイス）の送受信実験が実施されました。今後当社は、令和5年10月のインボイス制度の運用開始に伴い、自社の請求業務にペポルインボイスを活用し、蓄積したノウハウをユーザー企業に提供することにより、請求業務のデジタル化と経理業務の省力化を支援する予定です。

(3) 消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法に対応した「F Xシリーズ」の利用が31万社を突破

令和5年6月に、「F Xクラウドシリーズ」は消費税インボイス制度および改正電子帳簿保存法への対応を完了しました。会計機能に加えて販売管理機能を併せ持つ「F Xクラウドシリーズ」は、サブスクリプション方式の利用料を採用しており、各種法制度改正に新たな費用を追加することなく対応することが可能です。こうした点が評価され「F Xシリーズ」の利用企業数は令和5年9月に31万社を突破しました。

(4) AIチャットサービスの利用開始

Azure OpenAI Serviceの大規模言語モデルをベースにTKCが開発したAIチャットサービス「TKC AI Assistant」の社内利用を開始しました。当社では、システム開発の業務のみならず、社内事務や営業の現場などでも「TKC AI Assistant」を積極的に活用し、社員の業務効率化・生産性向上を目指しています。

(5) 総額5%の賃上げを実施

当社は労働分配率（売上高から必要原価を差し引いた限界利益に対する人件費の割合）を50%に目標設定しています。それにより会社の業績に比例して1人あたりの人件費を毎年高めることができます。近年、資源高騰の影響による電力代や物価の上昇が続いていることから、令和5年4月より総額5%の賃金のベースアップを実施しました。

(6) T K Cカスタマーサポートサービス株式会社（T C S S）がHDI「三つ星」を2年連続で獲得
当社が100%出資するコールセンターサービス専門子会社のT K Cカスタマーサポートサービス株式会社（T C S S）は、その電話対応についてHDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」の最高評価の「三つ星」を令和5年3月8日に獲得しました。これにより、T C S Sは令和4年に引き続き、2年連続で最高評価を獲得しました。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営）に基づき、TKC会員1万1,400名（令和5年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で「黒字決算と適正申告」の実現にむけて事業を展開しています。

TKC全国会は、令和4年より向こう3年間の運動方針と目標を以下のとおり掲げています。

「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」

- a) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する – 「TKC方式の自計化」の推進
- b) 租税正義の守護者となる – 「TKC方式の書面添付」の推進
- c) 黒字化を支援し、優良企業を育成する – 「巡回監査」と「経営助言」の推進

当社は、TKC全国会の運動とその目標達成を支援するために、TKC方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開しています。

(1) 「黒字決算と適正申告」の実現に向けた活動

① 優良企業の育成に向けた取り組み

TKCグループでは、中小企業が目指すべき指標として以下の6つの条件を定めました。

- ・ TKC方式の自計化による月次決算の実施
- ・ 税理士法第33条の2第1項に基づく書面添付の実践
- ・ 中小会計要領への準拠
- ・ 限界利益額の2期連続増加
- ・ 自己資本比率が30%以上
- ・ 税引前当期純利益がプラス

25万社超の決算書データを収録した令和5年版「TKC経営指標（BAST）」では、この条件を充足した企業を「BAST優良企業」と定義しています。TKC会員は、BAST優良企業の増加に向けて月次巡回監査の実施と月次決算体制の構築支援に取り組んでいます。当社はこうした活動を支援するとともに、「TKC会員は地域の優良企業を育成する伴走者である」ことを社会に広くアピールしています。

② 365日変動損益計算書の活用促進

TKCの自計化システム（FXシリーズ）には、月次決算を支援する機能や経営者の意思決定を支援する「365日変動損益計算書」を搭載しています。「365日変動損益計算書」は制度会計上の損益計算書と異なり、変動費と固定費に区分して業績を確認できるため、「FXシリーズ」を利用している企業経営者は、限界利益（売上高－変動費）を意識して経営に取り組みめるようになりま

す。当社では、この「365日変動損益計算書」を経営者にとって手放せないツールにさせていただくための啓蒙活動を展開しています。

なお、経営者自身が「365日変動損益計算書」を活用し、月次決算の実施により会社を成長させた事例を紹介するドキュメンタリー番組（ドキュメント「戦略経営者」／BS11）をテレビ放映し、積極的に広報活動を展開しています。

③ T K C方式の自計化の推進（「F Xシリーズ」の推進）

コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済開始や、物価、燃料費の高騰などにより、いま中小企業は厳しい経営環境に置かれています。そのため当社は「F Xシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、当期決算の先行き管理）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や、「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携機能など「日常業務レベル」の活用も支援しています。

こうした活動の結果、令和5年9月末日現在でF Xシリーズの利用企業数は約31万社を超えました。当社は「F Xシリーズ」の導入を通じて中小企業の月次決算体制を構築し「黒字決算と適正申告」の実現を支援してまいります。

④ 改正電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法により、国税関係帳簿の電磁的記録である電子帳簿は、1)過去の仕訳データの加除訂正履歴(トレーサビリティ)を残している「優良な電子帳簿」（改正電子帳簿保存法施行規則第2条および第5条の要件を満たす電子帳簿）と、2)帳簿の加除訂正履歴を残さない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」（改正電子帳簿保存法施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿）に区別されることになりました。これは「帳簿の証拠力」の消滅にもつながる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため「優良な電子帳簿」を作成する「F Xシリーズ」の利用促進を全国的に展開しています。また、改正電子帳簿保存法により電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。引き続き全ての事業者が電子取引に対応できるよう「F Xシリーズ」の証憑保存機能の活用も支援してまいります。

⑤ 消費税インボイス制度への完全対応支援

T K Cシステムは、消費税インボイス制度に対応した請求書の発行はもちろん、以下の【3つのポイント】にあるとおり改正消費税法に完全準拠した会計処理を遂行できます。

【3つのポイント】

- ・仕入先が適格請求書発行事業者かどうかを、取引先名から自動判定
(13桁の登録番号を入力する必要はありません)
- ・経過措置・特例の適用の可否を自動チェックし、修正すべき仕訳を一覧表示
(経過措置の適用となる仕訳や、誤って経過措置を適用した仕訳を確認できます)
- ・会計帳簿から消費税申告書まで一気通貫
(平成30年改正令附則22①一および23①一の原則的な取り扱いに完全対応)

これらのポイントを伝えるため、令和5年4月よりTKC会員事務所向けに「インボイス制度直前対策研修会」を開催しました。全国200会場にて5,000事務所超、1万7,000名を超える参加があり、TKC財務会計システムの消費税インボイス制度対応について理解を深める機会となりました。さらに令和5年6月には、TKCシステムのインボイス制度への対応を完了し、関与先企業の制度対応が混乱無く進むよう支援しています。

なお、令和4年8月19日に当社は日本におけるPeppol（ペポル）の管理局であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」（本部：ベルギー）から、国内初のペポルサービスプロバイダーに認定されました。TKCの自計化システムは、ペポルに準拠したデジタルインボイスの発行と受取を標準的に行えるよう機能強化しています。

⑥ 「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。

当社は「TKCモニタリング情報サービス」で送付される以下の3帳表により、中小企業の決算書の信頼性が確認できることを、金融機関に訴求しています。

- 1) TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
- 2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- 3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「TKCモニタリング情報サービス」は令和5年9月末日現在、485金融機関に採用されており、その利用件数は33万件を突破しました。

「TKCモニタリング情報サービス」は、経営者保証ガイドラインで示された3つの要件（法人と個人との関係を区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示による経営の透明性の確保）を確認できるツールとして、中小企業の経営支援に取り組む金融機関や信用保証協会から高く評価されています。中小企業を伴走型で支援する金融機関とTKC会員の

架け橋となることが期待されています。

⑦会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会は、2022年から2024年までの3年間で新規に入会する会員事務所を1,000件超とする目標を掲げています。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携を強化した取り組みを展開しています。併せて新たにTKC全国会に入会した事務所に「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」をはじめとしたTKCシステムを有効に活用いただくためのサポート体制も強化しています。

(2) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

①「中小会計要領」の普及支援活動

TKC全国会では、中小企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、1)自社の経営状況の把握に役立つ会計2)利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計3)会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計4)中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

②「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などが客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

(3) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

①デジタルインボイスへの対応

当社はデジタルインボイスに対応したシステムの普及に取り組んでいます。令和5年4月に開催されたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の「デジタル技術展」に、当社はデジタル庁と共にデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の幹事法人として出展し、デジタルインボイス（ペポルインボイス）の送受信を可能とする「インボイス・マネジャー」を展示しました。

また、令和5年8月に当社はEIPAの代表幹事法人に就任し、システムベンダーを中心とした約200の協議会加盟会社とともに、デジタルインボイスの普及活動に取り組んでいます。令和5年9月に開催された「カイシャのミライ カレッジ2023」においては、当社がデジタルインボイス推進協議会の代表幹事法人として国税庁軽減税率・インボイス制度対応室とともにデジタルインボイスの詳細について講演しました。

なお、当社が発行する請求書（売上インボイス）は令和5年10月以降、原則ペポルインボイスに変更します。これに先立ちTKCシステムを利用しているユーザー企業に対して、ペポルインボイスで請求書を発行する旨と具体的な利用手順などを案内し、準備を進めてきました。令和5年1月から「インボイス・マネジャー」によるペポルインボイスの送受信テストを開始しており、同年9月末にはユーザー企業約90社に請求書をペポルインボイスで送信しています。当社は、今後もデジタルインボイスの普及に積極的に取り組んでまいります。

②大企業市場でのシェア拡大とTKC会員の関与先拡大支援

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が開始されました。当社は「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」の利用による申告業務をフルにサポートしたことにより、グループ通算制度の開始初年度において、すべてのユーザー企業で電子申告を円滑に完了したことを確認しています。それによりユーザー企業から高い評価を得ることができました。

このような活動の結果、令和5年9月末日現在で約2万800社あるといわれる資本金1億円超の企業の約40%において「法人電子申告（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいています。

また「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和5年9月末日現在で約5,450企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは43%に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち93社(93%)が当社のシステムを利用しています。今後もさらなるシステムの普及・拡大を図ります。

(4) 法律情報データベースの市場拡大

①「TKCローライブラリー」の利用拡大

当社がリーガルリサーチのスタンダードサービスとして提供する「TKCローライブラリー」は、基本サービスの判例・法令・文献等と法律専門誌等や法律専門書籍、および関連する付加情報を収録しており、業界最大となる判例収録数（33万7,000件超）を誇る日本最大級の法律情報データベースです。当社はこれらのコンテンツをセットにした「法律事務所向け」「企業法務部門向け」パックサービスの普及活動を展開しています。さらに、令和4年11月から顧客にお勧めする収録記事等の最新情報をメールマガジンで定期配信し、直接当サービスへアクセスできる仕組みを構築しました。こうした活動の結果、資料室や図書館などを利用した紙ベースのリサーチから、オンラインリサーチへの移行が進んでおり、当パックサービスの採用数が増加しています。TKCローライブラリーは、法令・判例・文献情報、主要法律専門誌および専門書籍を閲覧できる総合的な法律関連情報を網羅した唯一のリーガルリサーチサービスとして評価され、順調に契約数を伸ばしています。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関および大学などへの提案活動を実施した結果、令和5年9月末日現在で2万6,000超の諸機関で5万9,000IDが利用されています。

②アカデミック市場における展開

多くの大学・法科大学院は、オンラインによる教材やリサーチができる学習環境のDXを推進しています。当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出、オンライン演習、テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることなどから、2023年度の契約では、140を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。その結果、授業および学習を支えるオンラインシステム基盤として大学の学習環境整備に貢献しています。

③司法試験受験生の学習支援

司法試験受験を目指す法科大学院生、修了生、予備試験合格者に対し、司法試験問題演習システムによる学習環境の提供とTKC全国統一模試の実施により、司法試験への対応を支援しています。本年の司法試験出願者4,165名に対し、TKC全国統一模試の受験者は2,598名（62.4%）となり、過去最高を更新しました。それにより6年連続で同業他社の5倍を超える受験実績となり、業界1位のスタンダード模試となっています。今後、受験者数を伸ばすためにも法務省が発表した令和8年のCBT試験移行に向けて答案入力・デジタル添削などに順次対応する準備を進めています。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

当社は、地方公共団体に対して「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは「TASKクラウドサービス」「TASKアウトソーシングサービス」の2つで構成されるクラウドサービスです。「TASKクラウドサービス」は、住民基本台帳や税務情報などを管理する「基幹系関連サービス」、財務会計（公会計）や給与計算などの「内部情報系関連サービス」、行政手続きのオンライン申請などの「行政サービス・デジタル化支援サービス」で構成しており、令和5年9月末日現在で1,140団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用いただいています。

(1) 基幹系関連サービスの開発・提供

当社が提供する「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。

「TASKアウトソーシングサービス」は、納税通知書や選挙入場券などの大量一括印刷処理を支援するサービスです。当期は新型コロナワクチン追加接種（令和5年度春、秋開始接種）に係る接種券等の印刷業務を迅速に行い、市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。こうした点が評価され、「基幹系関連サービス」は令和5年9月末日現在で約170団体に採用されています。

(2) 行政サービス（各種手続き）のデジタル化・オンライン化の支援

当社は、窓口業務のデジタル化「3ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援サービス」を提供しています。当期は「TASKクラウドスマート申請システム」「TASKクラウドかんたん窓口システム」「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の大幅な機能強化を行いました。その結果、令和5年9月末日現在、「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む50団体以上に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は100団体以上に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は160団体以上に採用されています。

(3) 地方税税務手続きのデジタル化の支援

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するeLTAx（地方税ポータルシステム）審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した約50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和5年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。

当期においては、令和5年4月から開始された地方税共通納税システムの対象税目拡大に伴うシステム導入支援作業に取り組みました。

(4) 地方公会計制度に完全準拠した財務会計システムの開発・提供

当社では、総務省が策定した統一的な基準に基づく財務書類作成機能と「日々仕訳方式」に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、財政状況の見える化による持続可能な財政運営および電子決裁や電子請求書連携などによる内部事務のD X推進を支援する機能を拡充した次世代版公会計システムを提案した結果「T A S Kクラウド公会計システム」は令和5年9月末日現在で320団体以上に採用されています。

また、令和5年10月からの消費税インボイス制度の開始に伴い、会計事務所事業部門とノウハウを共有し、システムへの機能実装および市区町村等への移行支援等を実施しました。今後はお客さまのさらなる業務効率化に向けてデジタルインボイスへの対応に取り組みます。

(5) 次世代製品の研究・開発

令和4年10月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定され、市区町村は、令和7年度末までに基幹業務システム（20業務）をガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリケーション（標準仕様準拠システム）に移行することが求められています。

当社では、地方公共団体を取り巻く環境変化に対応するため、市区町村向けの「自治体D X推進セミナー」を開催し、地方公共団体情報システム標準化に関する最新情報の収集・発信などを通じて顧客サポートの強化に努めています。

また、当社が協力開発事業者（アプリケーション開発事業者）として参画するガバメントクラウド先行事業において、令和4年10月31日に埼玉県美里町の基幹業務システムが稼働を開始しました。続いて川島町も12月に稼働を開始しています。これは全国初のガバメントクラウド上での稼働事例であり、当社は先行事業で得た知見を生かし、国が定めた目標期限(令和8年3月末)までに全てのお客さまの標準仕様準拠システムへの移行とガバメントクラウドでの稼働完遂を目指しています。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業を担う株式会社 T L P（以下、T L P）では、D P S 事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

D P S 事業では、当社の「T A S K アウトソーシングサービス」の顧客市区町村ならびに印刷事業部門の顧客市区町村の新型コロナワクチン接種券、価格高騰緊急支援給付金関連通知業務等を受注し、それらの行政サービスを支援しました。一方、民間企業に対しては、ダイレクトメール（以下、DM）の作成および総務、経理、人事部門の主に通知関連業務の合理化を目的としたアウトソーシング（B P O）の提案を継続しています。特に、DM作成においては、DMに印字したQRコードによりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き伝票を用いるケースも根強くあり、これまでに培われたフォーム印刷の技術が評価され、受注に至っています。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷業務、法律改正による専門書籍の改版など、顧客企業が求める時期・内容を充足しタイムリーに製品を提供するなどの支援を継続しています。また、対面によるセミナー等の開催が増加し、配付資料作成の要請も増加しています。かつ、これらの資料作成では、デザイン作成から印刷までを一貫して受注する事例も増えています。

また、T L P は、令和4年10月3日付けでF S C®森林認証（C o C 認証・FSC-C182216）を取得しました。環境配慮を志向するお客さまが増えていることを背景に、F S C 認証紙の取り扱いは順調に増加しています。また、クリアファイルに代わる環境配慮製品として、紙製ファイルの製造・販売を開始しています。これら環境配慮製品の開発・製造への取り組みにより、環境配慮を志向するお客さまのニーズに対応しています。

なお、T L P は、独占禁止法に基づき公正取引委員会によるT L P に対する排除措置命令の対象となった入札談合により、既に徴収済の違約金によってもなお補填されない損害が残存しているとして、日本年金機構から令和5年10月3日付けで損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中です。

連結貸借対照表 (令和5年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,173	流 動 負 債	16,797
現金及び預金	32,093	買掛金	2,698
受取手形	50	電子記録債務	780
売掛金	8,332	1年内返済予定の長期借入金	71
契約資産	301	リース債務	283
リース投資資産	154	未払金	2,387
商品及び製品	246	未払法人税等	2,437
仕掛品	41	未払消費税等	771
原材料及び貯蔵品	137	契約負債	1,210
その他の金	1,835	賞与引当金	4,810
貸倒引当金	△19	工事損失引当金	14
固 定 資 産	73,182	その他の他	1,332
有 形 固 定 資 産	17,308	固 定 負 債	4,249
建物及び構築物	7,491	長期借入金	71
機械装置及び運搬具	445	リース債務	391
工具、器具及び備品	2,023	退職給付に係る負債	2,956
土地	6,915	株式給付引当金	341
リース資産	432	保証損失引当金	3
無 形 固 定 資 産	5,813	その他の他	484
ソフトウェア	2,973	負 債 合 計	21,047
ソフトウェア仮勘定	2,813	純 資 産 の 部	
その他の他	25	株 主 資 本	94,271
投 資 そ の 他 の 資 産	50,061	資本金	5,700
投資有価証券	21,991	資本剰余金	6,286
関係会社株式	59	利益剰余金	84,890
長期貸付金	19	自己株式	△2,604
繰延税金資産	7,383	その他の包括利益累計額	1,036
長期預金	18,700	その他有価証券評価差額金	2,070
差入保証金	1,452	退職給付に係る調整累計額	△1,033
長期リース投資資産	44	純 資 産 合 計	95,308
その他の他	423	負 債 及 び 純 資 産 合 計	116,356
貸倒引当金	△12		
資 産 合 計	116,356		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		71,915
売上原価		21,474
売上総利益		50,440
販売費及び一般管理費		36,102
営業利益		14,338
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	195	
受取地代家賃	40	
助成金収入	10	
持分法による投資利益	55	
その他の	67	436
営業外費用		
支払利息	1	
有価証券売却損	0	
自己株式取得費用	0	
保証損失引当金繰入額	0	
その他の	0	2
経常利益		14,772
特別利益		
固定資産売却益	1	
抱合せ株式消滅差益	365	
その他の	15	382
特別損失		
固定資産除却損	19	19
税金等調整前当期純利益		15,135
法人税、住民税及び事業税	4,707	
法人税等調整額	△399	4,308
当期純利益		10,826
親会社株主に帰属する当期純利益		10,826

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	5,700	6,589	78,743	△2,359	88,672
当期変動額					
剰余金の配当			△4,263		△4,263
親会社株主に帰属する当期 純利益			10,826		10,826
自己株式の取得				△1,089	△1,089
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△381	△416	798	－
合併による増加		78		47	125
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△302	6,146	△244	5,599
当期末残高	5,700	6,286	84,890	△2,604	94,271

	その他の包括利益累計額			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△138	△1,207	△1,346	87,325
当期変動額				
剰余金の配当				△4,263
親会社株主に帰属する当期 純利益				10,826
自己株式の取得				△1,089
自己株式の処分				0
自己株式の消却				－
合併による増加				125
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	2,209	174	2,383	2,383
当期変動額合計	2,209	174	2,383	7,982
当期末残高	2,070	△1,033	1,036	95,308

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社TLP
株式会社スカイコム
TKC保安サービス株式会社
TKCカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社TKC出版
なお、TKC金融保証株式会社については当連結会計年度において、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
アイ・モバイル株式会社
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
なお、TKC金融保証株式会社については当連結会計年度において、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
 - 1) 満期保有目的の債券
償却原価法
 - 2) その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 2) 製品
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 3) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 4) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウエア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

2) その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

⑤保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

①情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

②ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているものと判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているものと判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「自己株式取得費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「自己株式取得費用」は0百万円であります。

III 追加情報

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月12日。以下「実務対応報告第42号」)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

IV 会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	157

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

24,548百万円

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(百株)	当連結会計年度 増加株式数(百株)	当連結会計年度 減少株式数(百株)	当連結会計年度 末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	534,620	－	2,956	531,664
合計	534,620	－	2,956	531,664
自己株式				
普通株式	10,354	2,999	3,156	10,197
合計	10,354	2,999	3,156	10,197

- (注) 1. 普通株式の発行済株式における株式数2,956百株の減少は、自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数2,999百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得2,956百株、単元未満株式の買取り43百株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数3,156百株の減少は、自己株式の消却2,956百株、吸収合併に伴う割当て交付199百株、単元未満株式の売渡し0百株、であります。
4. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,060百株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月16日 定時株主総会	普通株式	2,210	42.00	令和4年9月30日	令和4年12月19日
令和5年5月12日 取締役会	普通株式	2,052	39.00	令和5年3月31日	令和5年6月12日

- (注) 1. 令和4年12月16日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。
2. 令和5年5月12日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年12月15日 定時株主総会	普通株式	2,669	利益剰余金	51.00	令和5年9月30日	令和5年12月18日

- (注) 令和5年12月15日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,500	1,501	1
その他有価証券	20,378	20,378	—
(2) 長期預金	18,700	18,132	△567
資産計	40,578	40,012	△565

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額112百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額59百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「(1) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和5年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,649	—	—	7,649
社債	—	12,729	—	12,729
資産計	7,649	12,729	—	20,378

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和5年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,501	—	1,501
(2) 長期預金	—	18,132	—	18,132
資産計	—	19,634	—	19,634

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,827円70銭
2. 1株当たり当期純利益	206円54銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬B I P信託導入に伴い設定された役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、206,000株であります。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、206,000株であります。

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	16,563	9,490	－	26,053
ソフトウェア売上高	19,494	6,306	－	25,801
コンサルティング収入	7,394	1,668	－	9,062
オフィス機器売上高	4,228	2,891	－	7,120
会計用品売上高	1,068	－	－	1,068
印刷関連サービス収入	－	－	2,808	2,808
外部顧客への売上高	48,749	20,357	2,808	71,915

2. 顧客との契約から生じた収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、896百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2,976百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

会社概要

1. 商 号 株式会社TKC
2. 英 文 社 名 TKC Corporation
3. 本 店 所 在 地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設 立 年 月 日 昭和41年10月22日
5. 資 本 金 57億円
6. 発行済株式の総数 53,166,466株
7. 従 業 員 数 連結：2,895名／個別：2,409名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主 要 な 事 業 所

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（8拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州	宮城県仙台市 埼玉県さいたま市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	データ・プリント・サービス、ビジネスフォーム企画・印刷・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

役員等の状況 (令和5年12月15日現在)

名誉会長	飯塚真玄
役員	
代表取締役 社長執行役員	飯塚真規
代表取締役 専務執行役員	飛鷹聡
取締役 専務執行役員	川橋郁夫
取締役 常務執行役員	中西清嗣
取締役 常務執行役員	伊藤正義久
取締役 執行役員	河本健志
社外取締役	飯島純子
社外取締役	甲賀伸彦
社外取締役	加藤恵一郎
常勤監査役	宮下恒夫
常勤監査役	五十嵐康生
社外監査役	浜村智安
社外監査役	妙中茂樹

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
10. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
11. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

